

改正

昭和四〇年 三月二六日条例第三一号

昭和五五年 三月二八日条例第四号

昭和六三年 三月二八日条例第一五号

広島県立図書館設置条例をここに公布する。

広島県立図書館設置条例

(設置)

第一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十条の規定に基づき、広島県立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(位置)

第二条 図書館の位置は、広島市中区千田町三丁目とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 広島県営造物設置及び管理条例等を廃止する条例（昭和三十九年広島県条例第二十二号）による廃止前の広島県営造物設置及び管理条例（昭和二十三年広島県条例第四十号）により設置した広島県立図書館（以下「従前の図書館」という。）は、この条例による図書館となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 3 この条例施行の際現に従前の図書館の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この条例による図書館の職員となるものとする。

附 則（昭和四〇年三月二六日条例第三一号）

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年三月二八日条例第四号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年三月二八日条例第一五号）

この条例は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和六三年一〇月規則第六四号で、同六三年一〇月二七日から施行）